

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○微生物・プリオン・自然毒—ウイルス

欧州疾病予防管理センター (ECDC)、鳥インフルエンザ A (H7N9) 緊急リスク評価書を更新

公表日：2014年1月28日 情報源：欧州疾病予防管理センター (ECDC)

<http://www.ecdc.europa.eu/en/publications/Publications/influenza-AH7N9-China-rapid-risk-assessment-27-January-2014.pdf>

欧州疾病予防管理センター(ECDC)は1月28日、中国での鳥インフルエンザ A(H7N9)患者急増を受けて、緊急リスク評価書の3度目の更新を行った。本評価書は2013年4月3日に公表され、4月12日及び5月8日に更新されている。

2013年3月31日、中国当局は3人の死亡患者から新たな再集合体の鳥インフルエンザ A(H7N9)ウイルスが分離されたことを報告した。これはヒトでの初の鳥インフルエンザ A(H7N9) 感染症例であり、鳥由来の低病原性ウイルスに感染したヒトにおける初の死亡例である。これ以降2014年1月27日までに感染が確認された患者数は251人であり、中国の12省・2直轄市、香港及び台湾から報告されている。大部分の患者が重度の呼吸器疾患を発症している。251人のうち、56人が死亡している。251人の確定患者の年齢は3～91歳で年齢の中央値は56歳である。10～19歳が最も感染者が少ない。性別の判明している患者246人の男女の割合は、男性67%、女性33%となっている。暴露情報が得られた患者82人のうち、77%が生きた動物に暴露していた。

2013年10月以降、中国の9つの省・直轄市及び台湾で新たな患者が継続して発生し、116人が報告された。最近の患者増加は、ウイルス保有宿主の拡大、暴露人口の増加、ウイルス伝播力の強化、季節性の感染パターン又はこれらの要因の組合せによるとみられる。

報告された患者集団内において、ヒトからヒトへ偶発的な感染があったことは除外できないが、ヒトからヒトへの持続的な感染があった証拠はない。最も妥当性のあるシナリオは、中国南東部の家禽類において人獣共通感染症の鳥インフルエンザがまん延しているということである。疾病の深刻度及びウイルスの遺伝子特性から、ヒトで大流行する可能性があり、ヒトへの脅威となりうる。家禽類での当該ウイルスの持続性は、長期間にわたって深刻な脅威となることを示している。いずれの事態に対しても備えるべきである。

現在の治療法は他の深刻なインフルエンザの治療と変わらない。世界保健機関(WHO)では鳥インフルエンザ A(H7N9)ウイルスに感染した発症者に対する緊急的な治療法として、ノイラミニダーゼ阻害薬の使用を推奨している。ワクチン開発に適したウイルスの選定が欧州などで開始されている。豪州、カナダ及び米国で6つの臨床試験が開始されている。

これまで、加熱調理された鶏肉及び加熱調理された卵を摂取したことによってヒトが鳥インフルエンザに感染したという疫学的証拠はない。欧州連合(EU)規則では中国から生きた家禽、ひな、受精卵、他の種類の鳥類の輸入を禁止している。EUが中国から輸入を許可している家禽肉製品は、殺菌処理された食肉製品、山東省からの加熱処理された家禽肉及び加熱処理された卵製品のみである。

○関連情報

世界保健機関(WHO)：ヒトの鳥インフルエンザ A(H7N9)ウイルス感染に係るリスク評価書を更新 (1月21日)

2013年2月～5月に第1波の患者(n=133)が、7月～8月には2人が、そして10月以降これまでに第2波の患者(n=74)が発生している。平均年齢は第1波の58歳に対し、第2波は52歳と若干低い。依然として男性の方が女性よりも多い。致死率は今のところ第2波の方が低い、入院患者がまだ多数いるため注視していく必要がある。

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/RiskAssessment_H7N9_21Jan14.pdf?ua=1

食品安全委員会：鳥インフルエンザについて～鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方～

わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性は、①ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること、②ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられることから、ないと考えています。

http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

農林水産省動物検疫所：畜産物の輸出入

鳥インフルエンザ発生国(地域)からの家禽由来肉製品等の輸入はできない。ただし、指定した処理施設で加熱処理基準に従って加熱処理されたものは輸入できる。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/index.html#facility>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム (<http://www.fsc.go.jp/fscis/>) をご覧下さい。